

宮城県自然環境保全審議会

日時：平成23年9月13日（火）

午後1時30分から午後2時30分まで

場所：県庁4階 庁議室

配布資料

資料1：鳴子鳥獣保護区鳴子特別保護区の指定について

資料2：葉來山鳥獣保護区の指定（拡大）について

資料3：自然環境保全審議会温泉部会に係る処分状況一覧

その他資料

鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の変更について

三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方について

1 開 会

事務局が開会を宣言し新委員を紹介後、環境生活部加茂次長からあいさつを行った。

2 あいさつ（環境生活部加茂次長）

3 報告

事務局から配付資料の確認後、本日の出席者数を報告（構成委員23名中16名が出席しており、定足数を満たしているため、当審議会が有効に成立）。当審議会については、平成12年に開催された審議会において審議案件は原則公開とし、各部会の審議結果報告については、内容によって一部非公開であることを報告。

本日は、温泉部会から報告があるが、法人個人の事業の情報に関わるので非公開とし、それ以外は公開で行うことを報告。

4 議事

条例第6条第1項の規定により以降、菊地会長が議長となる。

菊地会長：（あいさつ）の後、進行を行う。

（1）鳴子鳥獣保護区鳴子特別保護地区の指定について事務局から説明願う。

事務局： 資料1により説明。9月1日に行われた公聴会では、特に反対意見はなかったことを報告。

菊地会長： 今の事務局の説明について、意見・質問はあるか。

大山委員： 6ページの「植物相の概要」について、「カエデ」の記載があるが、カエデは分布が種類によって違うため、種名を載せてほしい。

事務局： 内容を確認して対応する。

阿部委員： 確認だが、5ページの「形態別内訳」の「その他」は何か。

事務局： 渓谷と道路である。

伊澤副会長： カエデは日本の中でもおもしろい植物である。緯度分布と高度分布で鳴子の特徴及び保護区の位置付けがわかる。鳥類は留鳥なのか。夏鳥又は冬鳥なのか。それとも旅鳥を見ただけなの

か。明記が不明瞭である。また、ヒヨドリ、ウグイス、シジュウカラなど街中のどこにでもいる鳥も特別保護地区にあげなければならないのか。特別保護地区に見合う鳥獣類の記載をお願いしたい。オシドリを記載するなら、その理由を明確にして特別保護地区の指定理由も明瞭にしてほしい。

事務局： 内容を確認して対応する。

島崎委員： 今までの存続期限が来たので20年間更新するようだが、4ページの2の「保護管理方針」について、長期的な計画があるとのことだが、今回、存続して新たに整備するところはないのか。制札の設置だけか。

事務局： 制札については順次交換する。その他、特別なことは、特にしていない。

千田副会長： 4ページの2の「保護管理方針」で「著しい影響を及ぼす」の主語がない。人間の活動が鳥獣の保護及び繁殖に影響を及ぼすという意味に読める。

事務局： 文章表現を検討する。

菊地会長： 他に意見・質問はないか。ないようなので特別保護区にふさわしい指定理由の表現と保護管理方針を適切に変えることを条件に了承してもよいか。

各委員： 異議なし。

菊地会長： 条件付きで議案を了承する。

次に(2)の薬菜山鳥獣保護区の指定(拡大)について、事務局から説明願う。

事務局： 資料2により説明。9月1日に行われた公聴会では、特に反対意見はなかったことを報告。

会長： 今の事務局の説明について、意見・質問はあるか。

千田副会長： 鳴子特別保護地区と薬菜山鳥獣保護区の「保護管理方針」の内容が全く同じなのはなぜか。違いはどこか。鳥獣保護区が特別保護地区になるとどう違うのか。

佐藤委員： 既に鳥獣保護区であった部分に道路ができたため、1haの部分も鳥獣保護区にしたいということか。特別鳥獣保護地区は鳴子のことか。

事務局： 審議会の案件は鳴子特別鳥獣保護地区の指定と薬菜山鳥獣保護区の拡大に係る案件である。

伊澤副会長： 鳥獣保護区と特別鳥獣保護地区の違いは何か。

事務局： 鳥獣保護法では、特別保護地区になると一定の行為が規制される。国指定特別保護地区では環境大臣、県指定であれば知事がそれぞれ規制することができる。例えば、建築物その他の工作物の新築増築、水面の埋立て又は干拓、木竹の伐採が規制される。

伊澤副会長： 知事権限で規制がかけられるということですね。

菊地会長： なぜ、2つの中で違いを作ったのか。

事務局： 鳥獣保護区については、環境大臣または知事が指定し、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護または、鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要と思われる区域を特別保護地区とし、昭和46年に指定したものである。

伊澤副会長： 鳥獣保護区の一般的な説明があり、その中で特別保護地区とは何かを記載しないと指定理由にならない。千田副会長から保護区と特別保護区の文面が同じとの指摘がある。鳥獣保護区の指定があり、その中でも特別保護区があるという理由を提示してほしい。また、薬菜山の表記の中で雑木とは何か。後ろの文章は二次林と表現しているがいかがか。

事務局： 一般的に雑木は広葉樹を指している。

伊澤副会長： 人工林に対しての雑木ならば雑木林との表記が適切である。二次林という言葉を使ったり、色々な表現に違和感がある。また、採草地とは一般的に何か。

島崎委員： 採草地とは、一般的に使う表現で中身は牧草地である。

伊澤副会長： 牧草地との表現でもよいのではないか。わかりやすい表現を心がけてほしい。薬菜山は里と里山が同居して珍しい場所である。里山に居るのはヤマドリで、里にいるのはキジである。数メートル離れるだけでヤマドリとキジが見られるユニークな場所である。このような地域の特性が書かれると一般の方々の鳥獣保護区への理解が深まるのではないか。

大山委員： 6ページの4(1)ウで「植物相の概要」について、それぞれの林にどのような植物が生育するかを明記し、地域の特徴をあげてはどうか。鳴子も同様である。植物相は、その地域に生育する植物種を記載するものなので、タイトルと中身が違うものになっているので修正をお願いしたい。

事務局： 木ではなくて草の部分か。

大山委員： 植物相なので林の植生的な観点も盛り込んだ地域特性の種名の記載があるとよい。

伊澤副会長： タイトルが「植物相」だが、内容は「植生」的な記述となっているため、タイトルを「植生」として、もう少し詳しく記載した方がよいということですね。

大山委員： はい。

菊地会長： 指定理由の文言については、よろしいか。
専門家の意見をとりいれ文言を検討していただきたい。

千田副会長： 鳥獣保護区と特別保護地区の管理方針の違いがないのではないか。この表現ではタイトルが違うだけのようだ。

菊地会長： 規制が違うだけか。

事務局： 特別保護地区のため、特別に事業を行うということではなく、規制が違うだけである。

千田副会長： 特別保護地区にすると予算が変わるのか。

事務局： 予算は変わらない。自然保護員にパトロールをお願いしているが、特別保護地区のため、多く回るということはなく、鳥獣保護区と変わらない。

千田副会長： パトロールは必要なのか。

事務局： 問題があると大変なのでパトロールは必要である。

千田副会長： 罰則の違いか。

事務局： そのとおりである。

千田副会長： 罰則の違いを記載できないか。何か違いがないとわかりにくい。

菊地会長： 事前に違いを説明してから議題にあげてほしい。

高橋委員： 特別保護地区になれば罰則が違うということであれば地域の人にわかるような形をとってはどうか。地域の人にあまり伝わっていない。どのような工夫をとっているのか。

事務局： 事務局で検討したい。

高階委員： 昨年の話だが鳴子や薬菜山で食物連鎖の頂点にいる猛禽類を見かけ感動した。これらの地区の動植物を一般にも身近に見られる場所として非常に大事にしたい。これからも大切にしていきたい場所である。

菊地会長： 記載内容を検討し直すことを条件に議案を了承してよろしいか。

各委員： 異議なし。

菊地会長：条件付きで議案を了承する。

5 報告

自然環境保全審議会温泉部会に係る処分状況について

会 長：事務局より説明願う。

事務局：資料説明。

会 長：何か確認したいことはあるか。ないようなので温泉部会からの報告は終了する。

6 その他

菊地会長：事務局から説明願う。

事務局：1点目は、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の変更について説明。

宮城県では第10次鳥獣保護事業計画に基づくニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマの特定鳥獣保護管理計画の終期は、平成24年3月31日であるが、東日本大震災の影響により、終期を平成25年3月31日に一年延長する予定である。

2点目は、三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方ということで環境大臣から中央環境審議会会長に諮問書がある。環境省が公表した資料なので参照してほしい。構想については環境省が5月に大震災から復興に向けた基本的対応方針で公表した後、7月には中央環境審議会自然環境部会に震災への取り組みという形で報告されたところである。その際部会の方から本格的に議論する必要があるのではないかと意見が出てそれを受けて環境省の方で8月4日に改めて中央環境審議会に諮問されたところである。第1回の審議は9月5日に行われた。環境省では部会の審議と並行してビジョンの作成を行っており、その作業の中では地元、市、町との意見交換会も予定されている。この構想が具現化されると現在県立自然公園になっている区域も国立公園に切り替わることも想定されることから、これからも各市町と連携して情報収集に努めに適切に対応して参りたい。

菊地会長：今の事務局の説明について、意見・質問はあるか。

島崎委員：今の国立公園構想だが、宮県の場合はどこか。

事務局：資料1ページにおいて、岩手県の陸中海岸国立公園を指しているが、従前から環境省は、北の青森県種差海岸まで延ばす動きがあった。震災後南に延ばして気仙沼県立公園や南三陸金華山、硯上山万石浦県立公園、松島県立公園も含めて公表している。なお資料2ページによると海岸長距離歩道という構想があり、北は八戸から南は福島相馬まで、国立公園化と合わせてどうなるか、今、環境省が作業中である。仙台湾から南は自然公園ではないが、仙台湾海浜自然環境保全地域ということで県が自然環境保全地域に指定して自然環境の保全に努めてきた経緯もあるので環境省がどのような考えにまとまるか注目したい。

菊地会長：その他、意見・質問はあるか。

なければ本日の議事、報告をすべて終了する。進行を事務局にお返す。

事務局：以上で自然環境保全審議会の一切を終了する。